

# 大人／子供——古代ギリシアからの眺め

柿本 昭人

Akihito Kakimoto

## 1. 大人の処遇

2007年には「戦後レジームからの脱却」が声高に叫ばれ、国会では強行採決までして可決された「国民投票法」が、その後はさしたる進展もなく、ひっそりと2010年5月18日に施行された。「国民投票」の実現性が、昨年の政権交代によって、すっかりしぼんでしまったのがその理由である。

施行日を前にして、新聞記事はこう述べている。

名ばかり国民投票法、18日施行 憲法審査会、休眠3年

国民投票法が成立したのは3年前。「戦後レジームからの脱却」を掲げた当時の安倍晋三首相が「国会は憲法改正をおごなりにしてきた。50年ぶりに義務を果たす」と熱意を示し、自民、公明両党が採決を強行、成立させた。

しかし、こうした対決姿勢が尾を引き、法施行までに準備すべき様々な課題を話し合う与野党のテーブルがなくなった。昨年の衆院選で、同法に反対した民主、社民、国民新の3党が政権を奪取したことで、懸案は放置されたまま過ぎた。

不備の最たるものは、憲法改正原案を審議し、採決する憲法審査会の態勢だ。

審査会は2007年8月に衆参両院に設置され、昨年6月には、衆院で(1)委員数は予算委と同規模の50人とする(2)出席委員の過半数で議決する——などを定めた審査会規程ができた。だが、委員は選任されておらず、仮に改憲原案が提出されても、たなざらしとなる。参院では規程すらできていない。

国民投票ができるのは18歳以上とされた。これに合わせ、20歳以上に選挙権を与えた公職選挙法や、20歳を成人とする民法などを変えなければならなかった。法相の諮問機関である法制審議会は昨年10月、成人年齢を18歳に引き下げるのが適当と答申したが、年齢にかかわる法令は300以上にのぼり、法案化のメドは立っていない。

また、国民投票法は、政治活動が制限されている公務員も改憲案への賛否を表明できるよう、国家公務員法などの見直しを求めたが、こちらの議論も手つかずだ。

いずれの法整備もできないまま国民投票が実施された場合、「無効だ」と訴訟を起こされる可能性もある。

国民投票法の条文づくりに協力した国会の事務方の一人は「国会が3年間何もしないというのは想定外だった。18日の施行は形式的なもので、実質的な施

行は当分先にならざるを得ない」と嘆く<sup>1)</sup>。

残ったのは、「国民投票法きょう施行、改憲論議盛り上がりならず、投票権「18歳」の実現遠く」<sup>2)</sup>という現実だけだった。

憲法改正のための国民投票の投票権を誰に与えるのか、という問題は、本来ならば「誰が市民＝〈大人〉なのか」という本質的な問題についての議論、あるいは、そもそもそうした問いに対してありがちな、属性の列举とそのパッケージによって構成された大人像が、コンセンサスを獲得可能なのかという問いかけがあってもよかつたはずである。

「18歳成人」、法制審が答申

「18歳成人」の議論は、憲法改正の手続きを定めた国民投票法（07年5月成立）が18歳以上に投票権を与えるとしたことがきっかけ。同法は付則で、10年5月の施行までに、「必要な措置を講ずる」ことを求めていた。答申により、今後は、政府が民法改正や公選法改正に実際に乗り出すかどうかが焦点になる。

法制審では昨年2月に諮問を受け「民法成年年齢部会」で調査や検討を重ねてきた。部会は今年7月の最終報告で、公選法が定める選挙権年齢が18歳に引き下げられることを前提に、成年年齢も引き下げを認める方針を打ち出した。

一方で、引き下げれば親の同意がなくても契約を結べるようになるため、18～19歳が悪質商法やマルチ商法などの消費者被害に遭うおそれが増すと指摘。消費者保護策や若者の自立支援策の充実を併せて求め、引き下げ時期はそれらの進み具合を踏まえて国会が判断するものとした<sup>3)</sup>。

国民投票法の付則によって、民法や公職選挙法などの年齢制限がある法令についても「成年」年齢の見直しが求められ、〈大人〉とは誰なのかという問題について、なおさら本質的な議論が必要だったのである。

民法における契約関係への参入には、「自己の判断と責任のもとで」という〈理性の保有者〉であることが条件となるからである。契約の当事者が〈理性の保有者〉という資格において不十分であれば、「成年」であっても、その者による契約関係は無効とされ、ましてや〈子供〉は契約関係の当事者にはなり得ない。

成人「条件付き」引き下げ答申、賛否両論、苦肉の折衷案、自立助ける体制課題

18、19歳の若者は学生などの立場が多く、社会の商慣習などに慣れていないケースが多い。現行なら親の承諾がなければ契約を無効にすることが可能で、法改正は「マルチ商法などのターゲットにされる恐れがある」と懸念する意見も根強い。

このため、答申も「若年者の自立を促すような施策が必要」と、引き下げを“条件付き”に。賛成論と慎重論の折衷案のような内容について、一部委員は「あ

る種の苦肉の策」と表現している。

世論も揺れる。内閣府が昨年実施した世論調査では、契約を1人でできる年齢の引き下げに約8割が「反対」と回答した。

法制審部会長を務めた弁護士の鎌田薫早稲田大教授は9月の総会で「若者と親、社会の意識が『18歳以上は大人』だと変わっていかねば」としたうえで「現時点ではまだ至っていない」と指摘。

様々なトラブルについての知識を深める教育や、情報公開など若い「成人」を守る体制の充実が必要となりそうだ<sup>4)</sup>。

この答申が実現されても、「自立助ける体制」が18歳以前に構築され、実効あるものとして機能していなければ、契約関係はその可否を巡って混乱するのは必定である。しかも、ほぼ100%に近い高校への進学率を考えれば、民法における契約関係における「成人」のほとんどが生徒ということになる。現行の20歳であっても、半数近くが学生であり、「社会の商慣習などに慣れていない」状態が、20歳を境に解消されているわけでもない。「自立を促すような施策が必要」なのは、現行の20歳成人であっても同じなのである。では、そうした施策は採られているのかと言えば、そうではない。

「18歳をもって成人とする」という統制的な方向ではなく、18歳の者の属性のあり方によって、つまり構成的に誰が〈大人〉であるかの判断を確定しようとする、すぐさまその認定は分裂してしまう。次のアンケート結果からも、それは見て取れる。

18歳は「大人」だと思いますか？

今の若者も18歳なら「大人のはずだ」と思う。「確かに今の子は未熟かなあと思うところもあるけどね。我々の時代とは違うから。でも大人だと自覚する環境があれば十分、責任も果たせると思いますよ」と話す。

この男性を含め、beモニターの4割が「18歳は大人だ」と答えた。これに対し、6割は「大人ではない」と回答。「肉体的には成人でも精神的にはまだまだ」（東京、79歳男性）という意見が代表的だった。

「未成熟派」の多くは「精神的な自立」を重視していた。「成熟派」は「判断力や責任能力」「肉体的な成熟」を主な判断基準にしていた。「昔と違い、体格も精神的にも成熟。大人と認めてもよいのでは」（埼玉、65歳女性）

法的な成人年齢の引き下げについても、約6割が反対、約4割が賛成で、ほぼ同じ結果だった。

反対派には「判断・責任能力がない」「経済的に自立できていない」という理由が多かった。「20歳でも自立していない人が多い。18歳ではもっと無理」（千葉、36歳男性）や「大人になれない大人が増えているのに、更に大人未満を増やすなんて」（神奈川、38歳女性）など。

対する賛成派に目立ったのは、「18歳で一人暮らしを始めて政治や経済にも関心を持ち、一人前を自覚した」(愛知、64歳男性)と、自身の経験から引き下げを支持する声。「18歳でも20歳でも成熟は一樣ではないが、早くから大人扱いすることで成長する」(埼玉、69歳男性)、「最近の子は年齢の割に幼い。責任を持たせることで肉体と同様、精神も育つ」(東京、53歳女性)と、精神的な自立を促すためにあえて引き下げるべきだとの意見も多かった。

成人年齢の引き下げに反対する人の約7割が、少年法の対象年齢については引き下げるべきだと答えた。「犯罪の低年齢化や悪質さを考えれば引き下げた方がいい」(東京、48歳女性)といった主張だ。「引き下げは教育の敗北であり、弱者いじめ。若者の犯罪は大人の身勝手のしわ寄せだ」(東京、55歳男性)との反論もあった。

一方、成人年齢の引き下げに賛成する人の過半数は、「飲酒や喫煙の年齢制限も18歳にした方がいい」と回答していた。「高校卒業後に飲酒し始めるのが実態。成人年齢はともかく、飲酒は18歳に引き下げるべきだ」(神奈川、36歳女性)

興味深かったのは、成人年齢引き下げの反対派・賛成派の双方に「最近の子は精神的に甘えている」という声が目立ったことだ。

「本来若者は権利を主張するのに、成人年齢引き下げにはちゅうちょするのが不思議」(東京、63歳男性)との意見には考えさせられた<sup>5)</sup>。

「精神的に甘えている」ままなのだとすると、それは<子供>なのではないのか。当事者が頼みもしないうちに大人の権利を付与すると言われても、それとセットになっている義務や責任の重さを考えれば、躊躇するのではないか。そうした、基本的な論理や認識さえも、このアンケートでの回答から窺うことはできない。さらには、住民ではあっても「国民」ではない人々の「大人の処遇」についての問題は、俎上にすら上がっていない。

## 2. アリエス効果の無意識を正す

このアンケートの結果の分裂と矛盾には、フィリップ・アリエスによる『〈子供〉の誕生』が醸成してきた無意識が働いている。「今日的な意味での大人と区別された子どもという概念は近代の産物である」というアリエス・テーゼは、教育学者にすら信奉されている<sup>6)</sup>。

しかし、この人口に膾炙しているアリエス・テーゼ自体に、大きな省略あるいは短絡がある。「〈子供〉の誕生」と言いながら、実際は、アンシャン・レジェーム期に子供とその家族生活に、もう一度、大きな変化があったというのがアリエスの主張の根幹である。後世の短絡の原因には、アリエスが、その変化以前の社会を「伝統的な古い社会」と一括していた点がある。そして、アンシャン・レジェーム期以前では、青年期の諸段階が存在せず、「ごく小さな子供から一挙に若い大人になった」という記述に注目すれば、その短絡が発生する次第にも領けよう。

1973年に新たに付された「序文」では、「二つのテーゼ」としてアリエス自身が、その主張を要約している。多くの歴史学者から批判されたのは、実は〈子供〉の誕生を記した、第一テーゼである。世に広まっている無意識の内容とは違って、アリエスは「中世以前の時代では、青年期の諸段階を過ごすことは慣行として行われており、それはまた今日の進化した社会での本質的な性格となっている」と述べている<sup>7)</sup>。

アリエスの関心は中世と近世との断絶にあるのだが、当の古代については何も明らかにしていない。

中世の文明は、古代人たちの教育(パイディア)を完全に忘れ去っており、近代人たちの教育も未だ知らずにいたのである<sup>8)</sup>。

フランス本国ではなく、1960年代のアメリカでアリエスは先に評価された<sup>9)</sup>。大人／子供の分岐に端を発する子供の保護育成について、抑圧という側面を殊更に強調すれば、当時の若者の反抗を「造反有理」として後押しすることになる。さらには、「子供の自己決定権」という、その表現自体が自己撞着でしかないものが押し立てられていくことにもなった。子供は自己決定をするに足る理性の不足と、それに伴う責任を引き受けるに足る能力の不足を、教育によってその資格を獲得するというのが「近代教育」の存在根拠である。「子供の自己決定権」は、その近代教育の存在根拠そのものを否定する主張なのである。アリエス・テーゼからすれば、むしろ事態は中世への逆行に他ならない。

一方、その裏面では、教育を通じての子供の大人化という思想に内在する保護主義が、子供による「犯罪」の責任の所在を曖昧にしているとして、〈大人〉と同等の刑罰を求める世論が急速に形成されていった<sup>10)</sup>。少年犯罪の件数も凶悪事件の件数も減少しているにもかかわらず、体感治安だけは悪化し続けていったのである。

刑事罰を受ける年齢の引下げを求める動きは、子供の保護される権利の縮小であり、子供の自己決定権を主張する側が、その権利擁護の側にあって、両者は対立していると思われてきた。しかし、権利と責任を担う能力を欠き、〈大人〉の資格を未だ有していない〈子供〉にその権利と責任を担わそうとする点で、ともに〈子供〉は不在なのである。

民法の成年年齢引下げに反対しつつ、少年法の少年年齢引下げには賛成するという非常に矛盾した世論が生み出されている、この点をどう考えるかという問題です。この問題を考えるときに、1つ踏まえたほうがよいと思うのは、日本の場合にはまだ家族主義という考え方が非常に強く、家族主義に支えられたある種の家父長制の根強さというか、責任は問うが、権利は認めないという考え方が非常に強いのではないのでしょうか<sup>11)</sup>。

民法の成年年齢引下げ(A)と少年法の少年年齢引下げ(B)について賛否のマトリックスを考えれば、4通りの態度があることになる。この論者はAに反対してBに賛成する場合を矛盾とするのだから、Aに賛成してBに反対する場合は、権利は認めるが、責任は問わないとなって、この場合も矛盾となるはずである。〈大人〉とは誰なのかという問いの位相に立てば、AとBの両方に賛成する場合か両方に反対する場合が、矛盾のない態度となるにもかかわらず、この論者は、Aに賛成してBに反対する場合を矛盾のない、あるべき方向と考えているのである。

筆者がそれ以上に疑問を感じるのは、民法の成年年齢引下げと少年法の少年年齢引下げに対する態度の矛盾の説明要因として、ここで日本の特殊性が強調される点である。「家族主義に支えられたある種の家父長制の根強さ」と言うが、「家族主義」や「家父長制」のリアリティは、いったいどこにあるのだろうか。「戦後レジームからの脱却」を主張する人々は、むしろ、その「家族主義」や「家父長制」の解体とその帰結としての現代社会を、権利ばかりが主張される無責任社会が出現する原因だとしてきたのではなかったのか。同じ現実という結果を前にして、ある説明要因の存在と不在をそれぞれの原因として因果関係が説明されていることの方が、その因果関係の説明の不備を示しているのである。

ならば、別の方向からのアプローチが必要であろう。アリエス・テーゼが取り扱っていない大人／子供の分岐とあわせて民主制の成立という課題を設定すれば、古代ギリシアとりわけアテネが焦点となる。

アリエス効果による無意識の図式とは違って、大人と子供の境界には、実際には、それぞれ細かな区分が存在していた。まずは、人の一生を古代ギリシアでは、どのように区分していたのかを見よう。

アリストテレスが『政治学』で「年齢を7年間でもって測るあの詩人たち」<sup>12)</sup>と記したうちの一人に、アテネの貴族政治を終わらせた「ソロンの改革」に名を残すソロンがいる。

アレクサンドリアのフィロンが、その『世界の創造』のなかでソロンのエレゲイアを伝えている。男の子は第一の7年間で、生えそろうた(乳)歯が抜け始める。第二の7年間で、思春期 $\eta\beta\eta$ の徴が出現する。第三の7年間では、身体が大きくなり、顎に産毛が生えてくる。第4の7年間で、体力が増し、男らしさが身に付いてくる。第5の7年間は、結婚を考えるべき年頃であり、子供の誕生を求めるようになる。第6の7年間に精神 $\eta\sigma\sigma$ が鍛えられ、してはならないことをしなくなる。次の第7と第8の7年間、合わせて14年間のうちに、精神と弁舌 $\gamma\lambda\omega\sigma\sigma\alpha$ が最高潮に達する。第9の7年間には、男らしさより先に精神と弁舌の力が衰え始める。第10の7年間に達すると、いつ死んでも、早すぎるといことはない<sup>13)</sup>。身体の成熟は第4の7年間に、精神の成熟は第6の7年間に起きるとすると、18歳あるいは20歳は、肉体的にも精神的にも未だ「成年」ではない。

フィロンが『世界の創造』で伝えるヒポクラテスも、ソロンの第4段階までを、7年刻みで区分している。7歳以下を小児 $\pi\alpha\iota\delta\iota\omicron\nu$ 、7-14歳を子供 $\pi\alpha\iota\varsigma$ 、14-21歳

を少年 μειρακτιον、21-28歳を若者 νεανισκοςと呼んでいる<sup>14)</sup>。ここでも、18歳ないし20歳は「成年」には程遠い。

マーク・ゴールデンによれば、古代ギリシアで子供を指し示す代表的な言葉は、παιςとτεκνονであった。παιςは、印欧語の「小さい」「重要ではない」に由来し、「子供」「若者」「奴隷」「同性愛者のカップル」など、その指し示す範囲は広範囲に及ぶ。παιςが使用されるとき、両親から子供に向けて、あるいは老人から若者に向けては使用されない。一方、τεκνονは「世に生み出すτικτω」に由来し、親から子に向けて、慰撫・勧告・叱責が行われるときに使用される。標準的な定式化に従えば、παιςは父との関係において使用され、τεκνονは母との関係において使用される。しかし、この定式化は全面的に肯定されるものではない。παιςが母との関係において使用され、あるいは同時に父と母の両方との関係において使用される例が多数存在するからである<sup>15)</sup>。

むしろ、最も安定して使用されたのは、παιςが子供一般を指し示さない場合である。デモスへの登録以前の男の「子供」、市民生活に参入する以前の男の「子供」。もしそれが女の「子供」であれば、結婚前の女の「子供」であった<sup>16)</sup>。

とはいえ、ソロンやヒポクラテスによる人(=男性)の一生の区分は、プラトンやアリストテレスにまで引き継がれている。7歳における、教育の開始について、二人はソロンやヒポクラテスよりも意識的な説明を行っている。人類学の知見でも、この時期は、多くの文化で子供の社会的役割が大きく変化する時期である、と言われてきた。実際、近代以降の学齢期の開始時期もこの時期である。

ソロンは、(乳)歯から永久歯への生え替わりを目印にしていたが、歯 γνωμα という言葉から、「知るが可能な γνωριστικος」が派生する。もう一つ、人の社会的な役割が大きく変化するの、思春期である。変声と髭に代表される性的成熟の時期である<sup>17)</sup>。

紀元前4世紀、アリストテレスは『動物誌』で7年刻みの議論を繰り返している。2×7〔=14〕歳。男子は初めて精子ができ始める。同時に、陰毛が生え始め、変声が始まる。女子は、乳房が発達し、変声が起きる。乳房が指二本分の高さに盛り上がると、月経が始まるとしている<sup>18)</sup>。3×7〔=21〕歳までは、男子の精液には生殖能力が乏しく、女子も身体の成熟は不完全である。したがって、若い男女から産まれた子供は小さく、不完全である。そして、3×7歳以降になっても、男子は未だ成長途上にあり、顎髭が生えてくるのはこの時期である。その一方で、女子は出産に適した時期となる<sup>19)</sup>。女性の方が身体的成熟が早く、その分妊娠可能な状態が早く終了する。大方は40歳で閉経し、遅くとも50歳までに月経が停止する。一方、男性は60歳まで妊娠させる能力を保持し、最大限70歳まで可能とされている<sup>20)</sup>。

プラトンは、『法律』の中で、結婚年齢の下限について、女子は16歳から20歳、男子は30歳から35歳としているが<sup>21)</sup>、アリストテレスは、この認識にたって、立法者が結婚年齢の法的規定を作成するようにと『政治学』で主張している。

達成されるべきポイントは二つある。一つ目は、結婚期間中、男女の生殖能力の

上昇と下降のカーブを一致させること。二つ目は、父から息子への相続がスムーズに行われることである。若者同士のカップルからは、「不完全な」子供が多く生まれ、女子が産まれる比率が高いので推奨されない。一方で、生殖能力の終了が男性70歳、女性50歳であることから逆算すると、女子18歳、男子は37歳（ないし、それより若干手前）が結婚に最適であるとされる。この年齢が、両性の生殖能力の最盛期であり、父から息子への相続がちょうど父の70歳に当たり、達成されるべき二つのポイントが共に満たされるからである<sup>22)</sup>。

我々が議論しているところの成人は、古代ギリシアの著作における記述からすると、身体レベルでも「未成熟」であり、「市民の息子」ではあっても大人ではないのである。アリストテレスは「大人と同じ意味で市民なのではない」と言う。それを「想定上の *εξ υποθεσεως*」市民つまり「不完全な市民」とする。完全な市民、つまり「大人」とは、裁判やクレステネスが作ったアテネの五百人会 *βουλη* に参加が許される「公職に参与する資格を有する者」である。後で述べる「見習い市民 *εφηβος*」を経て軍務可能と認定された「市民」となっても、それだけではまだ若すぎると言うことである<sup>23)</sup>。

公職に参与する資格で問題となっているのは、選択能力の問題である。アリストテレスは、『ニコマコス倫理学』のなかで、こう述べている。

選択が自発性から出来ることは明らかである。しかし、選択と自発性は同一ではない。自発性は選択よりも広範囲に及ぶ。というのは、子供 *παις* と動物 *ζωη* は自発的行動は可能であるが *εκουσιος*、選択は不可能である *προαιρεσις*。……（中略）……理性を持たないもの *αλογος* は選択を行使できないが、欲望に動かされ、激情 *θυμος* に駆られることはできる<sup>24)</sup>。

子供の陥る誤りとは、節度の欠如 *ακολασια* なのだが、それは、子供が欲望に従って生きているからである<sup>25)</sup>。子供が家から学校までの行き帰りに寄り道や道草を食わないように子供を監視する奴隷 *παιδαγωγος* に由来する指導教師の言いつけに子供が従うように、欲望は理性 *λογος* にコントロールされなければ、大人の資格がないということである<sup>26)</sup>。

選択を可能とする理性の保有が確保されるゆえに、五百人会への参加が許される年齢は30歳であった。これは、7年を一つの段階の完成の区切りとする思考様式とは別の系統によるものである。30年を一つの完成と見なす思考様式があったからである。それについて、ヒポクラテスは、ヘラクレイトスの考えを取り上げている<sup>27)</sup>。

その記述に因れば、30という数字は、自然との密接なつながりを有している。まず、単位としての〔全体を示す〕10と3によって構成されている。そして、月の満ち欠けは  $1 \cdot 4 \cdot 9 \cdot 16$  で構成されており、それはまた  $1^2 \cdot 2^2 \cdot 3^2 \cdot 4^2$  とそれぞれの数字がそれぞれの数字の順序の平方数で表現され、かつまた30は  $1^2 + 2^2 + 3^2 + 4^2$  というように平方数の和で構成されている。ヘラクレイトスが、ひと月 *μην* を一



世代γενεαと名付けたのは適切である、とヒポクラテスは評価する。父が息子を得て、その息子が父となるまでが一代、30年というわけである<sup>28)</sup>。が、一代の長さは、ヘラクレイトスあるいはヒポクラテスの時代から現在まで、全く変更されていない。これもまた奇妙なことである。

### 3. 試練と待機の時間

古代ギリシアでは、共同体のメンバーに認定されてから、公職に参加する資格を得るまでに時間差があることは、先に述べた。共同体のメンバーつまり市民となるには、男子は兵士＝市民として欠くことのできない身体能力と精神能力を先ずは身につけなければならなかった。この点では、子供から市民への道を、スパルタでの制度化が最も明確に示していた<sup>29)</sup>。

プルタルコス伝えるところでは、こうである。スパルタでは、産まれたばかりの赤ん坊をその父親が、レスケと呼ばれる集会所に連れて行く。そこには、部族の長老たちが待っており、赤ん坊の検査が行われる。虚弱体質や障害があると認定されると、本人の将来および国家への損失を理由にアポテタイというタウゲント山の麓の溪谷に送られてしまう。合格した赤ん坊には、土地が一区画与えられた。赤ん坊の時期にも身体鍛錬が施される。葡萄酒で体を洗い、おむつも使わず、衣服も縛って止めないことで、身体動作を拘束しないということが課された。

リュクルゴスは、家庭教師を雇って、個人が思い思いの教育を施すことを許さなかった。7歳になると召集がかけられ、グループに配属され、同じ規律と同じ食事のもとで、年配者に監督されながら、遊びと学習が行われた。この中で、組のメンバーから思慮と勇敢さから一目置かれる者をリーダーとして選び、彼の指示で動き、懲罰にも耐えた。年齢が進めば、その分訓練も過酷になる。丸坊主・裸足となって、競技が裸で行われた。12歳になると、下着を着けず、一年中同じ上着で過ごし、入浴もしない。寝る際も寝具はなく、草の上で眠った<sup>30)</sup>。

乙女よりも慎み深く、物静かで、羞恥心が強いことを示すための訓練もあった。道路上では、一言も発せず、両手をマントの下に隠し、よそ見をせず踏み出す足の前方を見つめて歩くことが強制された<sup>31)</sup>。その一方で、通常は禁止されている掠奪のようなことも、命令されれば実行しなければならない<sup>32)</sup>。そして、プラトンも言及していた「秘密任務 κρυπτεία」である。これは、若者の中から優秀な者が選抜され、短剣と最小限の食料だけを手渡されて国内各所に送り出されるが、その任務とは、昼間は身を隠し、夜になると道路に出て奴隷の殺害を行うのである<sup>33)</sup>。

市民権は両系がともに地元の生まれの者であるのが当然である *εξ αμφοτερων γεγονοτες αστων*。18歳になると、デモスの名簿に登録される。デモスのメンバーは宣誓の後、候補者の登録の可否について投票を行って決する。登録に当たっての問題は、第一に、候補者が法定年齢に既に達しているかが示されているかどうかである。その年齢に達していないと決定されれば、若者に差し戻される。

第二に、候補者が自由民でありかつ嫡出であるかどうかである<sup>34)</sup>。

この後の経過はこうなる。登録が却下された場合、陪審に控訴が可能である。デモスのメンバーは5人の陪審員を選び、再び登録が否決されれば、候補者は奴隷として国家によって売却される。登録が認められれば、市民として登録される。評議会は新たに登録された者の審査を行うが、法定年齢に達していないにもかかわらず登録を可とした場合が判明すると、可としたデモスのメンバーに罰金が科せられる。

「見習い市民 εφηβοι」の審査が終了すると、その父たちが部族 φυρη ごとに集まり、宣誓後に部族の中の40歳以上の者を三人選出して、見習い市民の監督に当たる。そして、デモスのメンバーによって、それぞれのデモスごとに監督係が挙手で選出される。また、見習い市民全体を担当する訓導官がデモスのその他のメンバーから選出される。監督担当者に引率されて、見習い市民は一团となって寺院巡りを行い、前線の要塞で守備の任務に就き、重装歩兵となる訓練を受ける。一年の訓練後、ディオニソスの劇場で五百人会が開かれるときに、教練の成果を披露することになっていた。その後、国家から楯と槍が支給され、彼らは要塞を巡回しながら、守備の任務に就く。こうして二年を過ごす、正式に市民の一員となる<sup>35)</sup>。

スパルタでの「秘密任務」になぞらえれば、このアテネの見習い市民は、子供から大人への移行を徴づける潜伏期間であり、移行期間であり、またイニシエーションなのである。それゆえ、1年目は大人＝戦士の象徴である楯と槍を欠いているが、2年目には槍と楯を支給される。が、それでも前線の要塞を巡回しながらの守備にしかついでいないのである。

プラトンは「見習い市民」を『法律』で「共有地の巡察官 αγρονομος」と呼んでいるが<sup>36)</sup>、ヴィダル＝ナケは、別名として、都市の周辺を周回するが都市の中には入らない「前線を哨戒する者 περιπολος」をいう呼び名を紹介している<sup>37)</sup>。

国民投票法の成立に端を発する「18歳成人」の議論では、〈大人〉の資格はその年齢の当否だけであるように見える。日本に居住し、納税も行っているが「日本国民」外の住民として、政治的権利の行使ができない人々の大人の処遇をどうするのかという問題や、男女間での身体的・精神的成長の差異といった問題も、全く浮上していない。それはまた、「日本国憲法」が誕生から既に半世紀をゆうに過ぎ、定着している証でもあるだろう。この憲法では、国民のみが人権を有することになっているからだ。

しかし、古代ギリシアのとりわけアテネの民主制を、日本をはじめ現在の世界各国の民主制と同列に置くことはできない。また、アテネの民主制が称揚される一方で、民主制そのものがナショナリズムの母胎となっている点にも注意を向けなければならない。

先ほど引用したアリストテレスの「アテナイ人の国制」には、筆者が大幅な改訳を施している。邦訳アリストテレス文献の基準となっている岩波版『アリストテレス全集』では、該当部分はこうなっている。「参政权に与り得るのは両親とも市

民から生まれた者で、十八歳に達すると区民の間に登録される」<sup>38)</sup>。その註釈部分も掲げておく。「ここで「市民」と訳したἀστος, ἀσθήは、いろいろの意味に使われる語であるが、ここでは広義で、民法上の市民。参政権をもつ完全市民たる男子(πολίτης)のほか、その姉妹や母や妻を含む」<sup>39)</sup>。

この市民の定義に関する錯誤は、京大古典叢書版のアリストテレス『政治学』でも繰り返されている。「父親か母親かの片親ではなく、両親そろって市民であるなら、その子供は市民であると慣用的に決めている」<sup>40)</sup>。

バンヴェニストの言語学的分析によって、古代ギリシアにおける女性の法的不在が明らかになっている<sup>41)</sup>。「母のμητροις」は「母μητηρ」ではなく「母方のおじμητρος」に由来する。したがって、「二人ともαμφοτερων」とあっても、それを自動的に「父親と母親」、あるいは「両親」と置き換えることはできない。祖国πατραに対応するのはμητραなのだが、それは「母国」ではなく「子宮」を意味する。女性市民ασταιに至っては、女性であることそれ自体を物笑いの種とする喜劇を著したアリストパネスの『女だけの祭り』で一度だけ使用されている。見習い市民となるには、まずは父が市民であり、母の父が市民であるということになる<sup>42)</sup>。後述する、ただ一人の<母>=大地から生まれたゆえに平等が保証される男たちのコミュニティという創作されたイメージと齟齬をきたさない理解はこれしかない。

また、シンシア・パターソンはアリストテレスにおける「市民とは誰か」という問いについて、歴史社会学的なアプローチを試みている<sup>43)</sup>。

まず、「市民」に相当する用語の検討から始める。αστος/αστη (pl. αστοι/ασται) とπολιτης/πολιτις (Pl. πολιαι/πολιτιδες) であるが、αστος/αστηはαστυに由来し、定住が含意されている。一方、πολιτης/πολιτιςはπολιςに由来し、都市が含意されている。αστος/αστηは「外国人ξενος/ξενη」との対比関係にあり、元からの共同体のメンバーであることが前景に押し出される。他方、πολιτης/πολιτιςだが、「女性市民πολιτις」が用語として登場するのは、前5世紀後半に、アテネでの男性市民の政治活動が活発化したときであった。政治的権利と責任を男性が獲得するにつれ、男性市民と女性との差異が強調されるようになったからである。

アリストテレスが記した市民の定義は、前451年のペリクレス法が基になっている。二度のペルシア戦争での敗北を免れ、アテネはこの時期に帝国化が急速に進行し、外部からの大量の流入による人口増大に見舞われていた。その結果、アテネ人男性が外国人女性と、アテネ(人)女性が外国人男性と結婚する可能性が大きくなっていったと考えられる。「二人のαστοιから生まれなかった者はポリスに参画できない」というペリクレス法のリアリティは、そこにあったとパターソンは述べている。

#### 4. クローン生産の培地としての母

ここでは、プラトンが『メネクセノス』で記している、アテネの民主制についての説明を見ておこう<sup>44)</sup>。プラトンは、その本質を「民衆の賛同に裏付けられた、最

優秀の者による支配」であると言う。プラトンは、他国ではそれが不可能なのに、なぜアテネでは可能なのかと問いを立てる。答えはこうである。

わが国におけるこうした国制の源泉は、生まれの平等にある *ἐξ ἰσῶν γενεαίς*。他の諸国家は、実際、あらゆる素性の、平等ならざる人間から構成され、その結果としてその国制もまた平等ならざる制度、つまり独裁制や寡頭制となる。そこでは、少数者とそれ以外の者とは、一方は奴隷であり、他方は主人であると相互に認めて暮らしているのである。

これに続いて、その「生まれの平等」が単なる抽象的なお題目ではなく、実質的な内容を伴っているとする根拠をあげる。

我々と我々の同胞は、皆が一つの母方から *μίας μητρος* 生まれた兄弟であるがゆえに、お互いの奴隷であったり、主人であったりするのを当然のことと考えない。むしろ、自然における生まれの平等は、我々をして法における権利の平等を求めさせ、徳と思慮に由来する名声の他には、何ものによっても相互に服従をさせないのである。

31

「我々と我々の同胞は、皆が一つの母方から *μίας μητρος* 生まれた兄弟である」とは、どういうことなのか。もちろん、先ほど述べた「母」と「母方」を取り違えるのは論外である。プラトンは、生物学上の母が一人しかいないと主張しているのではない。アテネ人は大地から生まれるという神話を参照しているのである。「大地が女をまねて孕み、生むのではなく、女が大地を真似てそうする」<sup>45)</sup>。

プラトンの兄弟や子の世代に相当するリュシ阿斯、アリストパネスやイソクラテスも、同様の趣旨の内容を書き残している。アテネ人は民族の混合によって生まれたのではない。無人の野を占領したのでもない。原住民を駆逐して、他所から移り住んで来たのでもない。アテネ人は大地から生まれ *αυτοχθον*、その大地にずっと居住し、高貴な血統を純粹なまま保ってきたと主張する<sup>46)</sup>。

アリストテレスも「生まれの良さ *ευγενεια* とは、民族 *εθος* や国家 *πολις* にとっては、大地から生まれるということである」と記している<sup>47)</sup>。アテネの民主制とは、母が子を産む現実を否認し、母親から親 *τοκευς* の称号を剥奪し、父の独占物とすることで成り立っていたのである<sup>48)</sup>。

これを明確に述べたのは、アイスキュロスの前5世紀半ばの作品『エウメニデス』である。アポロンが説明する件を見てみよう。

いわゆる母と呼ばれる者は子の親ではない。

新たに植え付けられた子種の養い手である。

親というのは種を植え付ける役の者をいう。そして、見ず知らずの男との間で、

女の方が子種を受けたなら、神が害を加えない限り、その胎児を恙なく守る—それが母というものだ。

この説明の証拠となる事実を、お前たちに見せてやろう。

父というのは、母がなくとも子孫を残せる。すぐそばに、

その証拠としてオリュポスのゼウスの娘神 [=アテネ] がいるではないか。

母の闇の胎内で育てられたのでもなく、

いかなる女神に生み落とされたこともない君だったではないか<sup>49)</sup>。

ここで語られているのは、単性生殖 (parthenogenesis) の夢、生物学上の母は、大地の代理母、子宮という培地の提供者であるということである。その夢は、都市の名称の由来としてある神話上のアテネのなかで語られている。

アテネは、ゼウスの最初の妻であるメティスとの間に生まれる。ところが、出産を間近に控えたメティスは、ゼウスに飲み込まれてしまう。ゼウスが、アテネの誕生によって神々の王という立場を失うことを虞れ、また文字通りの腹心としてアテネを己の助言者としようとしたからである。が、ゼウスの頭からアテネは飛び出す。アテネは知力とタフさを兼ね備え、軍勢を導く女王となった。

あるとき、アテネは武器の製造をヘパイストスのもとに頼みに行く。ヘパイストスは、妻であるアフロディーテに見捨てられており、アテネへの欲情の虜となってしまふ。逃げるアテネを両足が不自由なヘパイストスが追いかけ、やっとのことで追いつき、事に及ぼうとするも、アテネの激しい抵抗にあった<sup>50)</sup>。ヘパイストスは、精液をアテネの脚に撒いた。アテネは怒って羊毛でぬぐって、それを大地に投げ捨てた。すると、地母神ゲー γη が身籠もり、エリクトニウス (επι-χθονιος = 大地の上に) が生まれ、アテネはこの子を引き取った<sup>51)</sup>。

これが、都市アテネの伝説上の父祖の誕生譚である。「母のいない αμητωρ」アテネから、「乙女の παλλαξ」アテネから「生まれた」エリクトニオスから始まる「純粋な血統」、時にはその孫のエレクテウスと取り違えられながらも連綿と続く「純粋な血統」の神話が作られていった<sup>52)</sup>。

エレクテウスの末裔は、古より聖なる土地より生れし、  
神々から愛でられし子にして、敵に蹂躪されたこともなし。  
名にし負う知恵の実を糧にして  
光り輝く大気のうちを、いつも雅に歩を運ぶ<sup>53)</sup>。

プラトンは『メネクセノス』で、こうしたアテネ自慢に与したのか、それとも批判したのかはひとまず脇に置くとして、アテネ人たちの自己理解は、こうであった。

アテネの「高貴で自由な気風」はどこから生まれたか。プラトンは、二つの理由をあげる。一つ目は、外国人の血が混じっていない「生粋のギリシア人」のみで構成されていること。二つ目は、「血統において外国人でありながら、法的にギリシ

ア人である者」がないこと<sup>54)</sup>。この二つが忽せにされるなら、アテネの優越性は一卷の終わりになる。アテネのために死んだ者たちの功業とは、この二つの条件を守ったことであると。「だから、子供たちよ……」とプラトンは呼びかける。

汝らが優れた父を持ったということは、今汝らの眼前で行われている葬儀が、それを明白に示している。我々が醜く生き永らえられたとしても、それは、汝と汝らの後に続く者たちを恥辱に曝すことになる。我らの父と祖先全体を辱めるよりは、その前に美しく死ぬ方を選んだのである。なぜなら、我らの考えはこうだからである。己の血族を辱めに晒す者となつては、その人生は生きるに値しない。そうした者とは、この地上にあつても、また死して後に地下にあつても、人も神も友となる者は一人としていないのだ<sup>55)</sup>。

ここで強調されているのは、アテネの原理の永続性である。「高貴な起源」はその単性生殖の連続によって「高貴な連続」に置換され、アテネの市民概念の無時間的基礎となっている。そして、その具体化は、「大地から生まれた」唯一の正統な、理性を有し、財産を所有し、他の民族に従属したことの無い市民によって永久占拠されるアテネの大地の永続性が担うのである。

にもかかわらず、「単一民族神話」+「唯一正統な市民 = 〈大人〉による統治」というアテネの原理にもとづく民主制が綻びを露呈する。ペロポネソス戦争である。「ニキアスの和約」によっても戦争を終結させられなかったアテネでは、戦争の再開を唱えるアルキビアデスの力が強まっていた。前415年には、シケリアへの遠征が決定される。当時、ニキアスは50代半ば、一方のアルキビアデスは30代半ばであった。ニキアスはシケリア遠征の中止を求め、民会でアルキビアデスの批判を行う。批判のポイントは二つである。一つ目は、アルキビアデスが司令官を務めるには、アテネの古くからの年功序列システムからすると若すぎる νεωτερος。二つ目は、馬への出費を賄おうとする私利私欲からアルキビアデスが戦争を欲していること。「この計画は、経験に欠ける若者が決定し、性急に実行に移すには、あまりにも重大なものである」とニキアスは訴え、年長者に支持を求めた。アルキビアデスはニキアスから、軍務に就く年齢を意味する「νεωτερος」でもって侮辱されたが、それこそが祖国に利益をもたらすと反論する。ペロポネソス諸国を説得して、同盟の締結に漕ぎつけられたのは、自分自身の「若さ νεότης」と「思慮の欠如 ανομία」があったからだと強調する<sup>56)</sup>。

30代半ばの者が「新米」扱いされるのも、アテネの民主制が年長者支配に傾いていたからである。それゆえ、ニキアスは、アルキアビデスをただ若いだけで、勇猛な言葉ばかりが頭の中で踊っている思慮のない者が権力を握ったなら、それは転倒世界になると訴えたのである<sup>57)</sup>。一方のアルキビアデスは、年長者からの支持を得るために、「若者と老人を仲違いさせる企み」への注意を促し、老いも若きも政策決定に参加するのが、アテネの伝統であると反論してみせる。今求められているのは

老若の一致団結であると<sup>58)</sup>。

しかし、ここでも「生まれの高貴」が、シケリアへの遠征が勝利でもって終わる根拠として登場する。アルキビアデスは、こう述べている。

シケリア遠征については、相手が強大な軍事力を有する国だからといって、決心を変える必要はない。シケリア各都市は、人口は多いが、他民族混合の烏合の衆であり、市民の移住や入植が日常的に行われているからだ。……(中略)……このような群衆が、心を一つにして命令に従ったり、協力して行動を起こしたりということは、まずあり得ない。それどころか、何か良い条件で誘惑されると、すぐさま各人勝手に敵の陣営に寝返るだろう<sup>59)</sup>。

## おわりに

先のアルキビアデスの主張は、アテネの民主制とその原理を否定しているのではない。プラトンやアリストテレスによるアテネの民主制擁護の議論と同じ系譜に属しているのである。それは、アテネが民主制を採用しているがゆえに、戦争に勝利するという主張である。アテネの大地という唯一の「子宮」から生まれたゆえ「生まれの平等」が保証され、他の民族に従属したことも、他民族との血の混合もない純粋な血統の市民によって永久占拠されてきた故に、アテネは不敗であるということである。

ニキアスの分が悪くなったのは、このアテネの民主制の基盤である、アテネの起源神話への信頼が無くなったからではない。その神話は、アルキビアデスによって、客観情勢を覆すほどの威力として現に述べられているからだ。問題は、民主制における選択を担う能力を有する「大人」であるはずのニキアスが、和平条約を結んでも、和平の実現に失敗したことである。「若さ」と「思慮の欠如」という未熟の徴そのものが、ニキアスから「新米」と罵倒されようが、それでも「大人」であったはずのアルキビアデスのセールスポイントに変じてしまったのである。ソクラテスの努力の甲斐もなく、30代半ばになっても、アルキビアデスは20歳そこそこの時の言動そのままだった。

アテネでは、「生まれの平等」が民主制を担保し、寡頭制や独裁制への防波堤となるとされていた。19世紀の近代国民国家の誕生に際してギリシアが「発見」されるが、その民主制はヴァナキュラーなイメージとして現在も命脈を保っている。アテネの大地に生まれた男たちの単性生殖によってのみ維持される民主制は、近代国民国家において「生まれながらの平等」にどのようにして変更されたのか、あるいは変更されなかったのか。それが次の問いとして浮かび上がってくる。

## 註

- 1) 『朝日新聞』朝刊、2010年5月15日。
- 2) 『日本経済新聞』朝刊、2010年5月18日。
- 3) 『朝日新聞』朝刊、2009年10月29日。
- 4) 『日本経済新聞』朝刊、2009年10月29日。
- 5) 「週末be・b1」『朝日新聞』朝刊、2009年8月29日。
- 6) 大村敦志・小玉重夫・佐藤哲治・平田厚・横田光平「【座談会】成年年齢の引下げをめぐる諸問題」『ジュリスト』第1392号(2010年1月)、147頁。
- 7) Philippe Ariès, *L'enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime*, Éditions du Seuil, Paris, 1973, p. 5-6. [フィリップ・アリエス『〈子供〉の誕生——アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房、1980年、1頁。]
- 8) *Ibid.*, p. 312 [同上、384頁]。
- 9) *Ibid.*, p. 9. [同上、4頁]。
- 10) 大村敦志他、前掲論文、148頁。
- 11) 同上、148-149頁。
- 12) Arist., *Pol.* VII.xiv.11.1335b30-35.
- 13) Philo. *Op. Mund.* 24.
- 14) Philo. *Op. Mund.* 36.
- 15) Mark Golden, *Children and Childhood in Classical Athens*, Johns Hopkins Univ. Pr., 1993 (1990), p. 12-13.
- 16) *Ibid.*, p. 15.
- 17) *Ibid.*, p. 18-19, 21, 189.
- 18) Arist. *Hist. an.* VII.i.581a10-581b22.
- 19) Arist. *Hist. an.* VII.i.582a17-582a32.
- 20) Arist. *Hist. an.* VII.v.585b1-b6, VII.6.585b7-b10.
- 21) Pl. *Leg.* VI.785A-B.
- 22) Arist. *Pol.* VII.xiv.1.1334b29-1335b11.
- 23) Arist. *Pol.* III.i. 3.1275a 3-5.1275b1; Mark Golden, *op. cit.*, p. 39-41. ちなみに、五百人会に参加する資格が得られるのは30歳からである (Pierre Vidal-Naquet,



*Le chasseur noir: Formes de pensée et formes de société dans le monde grec*, Éditions La Découverte, Paris 2005 (1981), p. 27-28)。

- 24) Arist. *Eth. Nic.* III.i.27.
- 25) Arist. *Eth. Nic.* III.vii.5-6.
- 26) Arist. *Eth. Nic.* III.vii.8.
- 27) Hippoc. *On the universe*, LXXXVI.
- 28) Hippoc. *On the universe*, LXXXVII-LXXXVIII.
- 29) Jean-Pierre Vernant/ Pierre Vidal-Naquet, *Mythe et tragédie Tome I*, Éditions La Découverte, Paris, 2001 (1972), p. 35-36.
- 30) Plut. *Lyc.* XVI-XVII.
- 31) Xen. *Lac.* III.i.1-2.
- 32) Pl. *Leg.* I.vii.633B.
- 33) Plut. *Lyc.* XXVIII.
- 34) Arist. *Ath. Pol.* XLII.1. ヴィダル=ナケは、デモスとフラトリアφρατρίαでは、「市民」への登録開始時期が異なっていることを強調している。「部族」の下部組織であったフラトリアでは、前4世紀前半でも、16歳になるとアパトゥリア祭Απατούριαで、新たにフラトリアの一員となる候補者の少年の髪の毛が奉納され、一年後にその可否を決する投票がフラトリアのメンバーによって行われた。可とされた者が正式な一員となった。ヴィダル=ナケは、クレイステネスがデモスを創設して以降フラトリアが機能しなくなったとする学説を強い調子で批判している (Pierre Vidal-Naquet, *op. cit.*, 2005 (1981), p.146-148.)
- 35) Arist. *Ath. Pol.* XLII.2-5.
- 36) Pl. *Leg.* VI.7.60e-61a.
- 37) Jean-Pierre Vernant/ Pierre Vidal-Naquet, *op. cit.*, 2005 (1981), p. 128.
- 38) 村川堅太郎訳「アテナイ人の国制」『アリストテレス全集17』岩波書店、1972年、312頁。
- 39) 同上、403頁。
- 40) 牛田徳子訳『政治学』京都大学学術出版会、2001年、116頁〔Arist. *Pol.* III.i.9.〕。
- 41) Émile Benveniste, *Le vocabulaire des institution indo-européennes I: économie, parenté, société*, Les Éditions de Minuit, 1969 (1966), p. 207-208.〔エミール・バンヴェニスト『インド=ヨーロッパ諸制度語彙集 I』(前田耕作監修、言叢社、

201-202頁。]

- 42) Nicole Loraux, *Les enfants d'Athéna*, Éditions La Découverte, Paris, 2007(1981), p. 128.
- 43) Cynthia Patterson, "Athenian Citizenship Law" in: Michael Gagarin/David Cohen (eds.), *The Cambridge Companion to Ancient Greek Law*, Cambridge Univ. Pr., Cambridge, 2005, p. 269-270, 279-280, 282.
- 44) Pl. *Menex.* 238D-239A.
- 45) Pl. *Menex.* 238A.
- 46) Lysias, *Funeral Oration* 17; Aristophanes, *Wasps*, 1075-1080; Isocrates, *Panegyricus*, 24.
- 47) Arist. *Rh.* I.v.5.
- 48) Nicole Loraux, *op. cit.*, p. 129.
- 49) Aeschylus, *Eumenides*, 657-666. アナクサゴラスらの自然学者たちも同様の主張をしている。「雄からは精液ができ、雌は場所を提供する」(Arist. *Gen. an.* IV.i.763b30-37)。アリストテレスは、アナクサゴラスらが、睾丸の左右、子宮の左右を雌雄の生成と結びつける議論を批判するが、雌雄の対立を「何かかができる能力  $\delta\upsilon\nu\alpha\mu\iota\varsigma$ 」と「何もできない無能力  $\alpha\delta\upsilon\nu\alpha\mu\iota\alpha$ 」の結果であるとしている (Arist. *Gen. an.* IV.i.766a31-b10)。また、スパルタでは、子供のいない年配の夫と若い妻のカップルの場合、家柄のよい若者を妻の元と呼んで「胎内を高貴な嵐」で満たし、生まれた子供を自分の子供とすることができた、とプルタルコスには伝えている (Plut. *Lyc.* XIV.7)。アリストテレスが『動物部分論』で身体の上下、雌雄、左右等を本質の有無や善悪に割り振る記述に対して「ジェンダー・バイアスの一例」と註釈することの有効性は疑わしい (Arist. *Part. an.* II.ii.648a12-12. [坂下浩司『動物部分論・動物運動論・動物進行論』京都大学学術出版会、2005年、103頁])。妊婦の乳房の右側が萎むと男児が亡くなり、左側が萎むと女児が亡くなる。男児が生まれるとき、妊婦の顔色は良いが、女児の場合は顔色が悪い、とヒポクラテスが記すとき (Hippo. *Aphorismus*, V.xxxviii, V.xlii)、彼が従っているのは、前5世紀にピュタゴラス派により作成された「双欄表  $\sigma\sigma\tau\omicron\iota\chi\iota\alpha$ 」である。表の左右に概念が配置され、以下の十組で構成されていた。有限／無限、奇／偶、一／多、右／左、男／女、静／動、直／曲、明／暗、善／悪、正方形／長方形 (Arist. *Metaph.* I.v.6.986a24-27)。前者が自然的本性に叶っているとすれば、対の他方は自動的にその欠如あるいは受動的結果となる (Arist. *LA.* IV.705b14-21, VI.705b30-706a1)。
- 50) Hes. *Theog.* 887-900, 924-926; Hom. *Il.* I.571; Hom. *Od.* VIII.286; Apollod. *Bibl.*

Liii.5.

- 51) Hom. *Il.*, II.547; Pl. *Menex.* 23D-E; Apollod. *Bibl.* III.xiv.5-6.
- 52) Eur. *Phoen.* 667; Eur. *Ion.* 20; Soph. *Aj.* 202; Herod. *Hist.* XIII.54-55.
- 53) Eur. *Med.* 824-830.
- 54) Pl. *Menex.* XVII.5.245D.
- 55) Pl. *Menex.* XIX.5.245D.
- 56) Thuc. VI.xii.2-VI.xvii.2.
- 57) Pierre Vidal-Naquet, *op. cit.*, 2005 (1981), p. 196.
- 58) Thuc. VI.xviii.6-7.
- 59) Thuc. VI.xvii.2-4.